

与那原町一般廃棄物処理基本計画改定支援業務

委託仕様書

令和8年5月

与那原町

第1章 総則

本仕様書は、与那原町が発注する、「与那原町一般廃棄物処理基本計画改定支援業務」に適用するものである。

受託者は、本仕様書に定めなきものであっても、業務の遂行に必要と認められるものに関しては、受託者の責任において実施しなければならない。

1. 業務の目的

与那原町では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項」の規定に基づき、平成28年3月に「与那原町一般廃棄物処理基本計画」を策定し、廃棄物の減量化・資源化を推進するとともに、循環型社会の形成に取り組んできた。

本業務は、本町におけるごみ処理の現状・新たな課題などを踏まえ、さらなるごみの減量や再使用・再資源化を促進し、本町にふさわしい循環型社会の形成を図るために策定することを目的とする。

2. 業務の名称

与那原町一般廃棄物処理基本計画改定支援業務

3. 業務の履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

4. 業務の範囲

- (1) 対象地域は、与那原町内全域とする。
- (2) 対象廃棄物は、一般廃棄物（ごみ及び生活排水）、災害廃棄物とする。
- (3) 計画に当たっての与那原町廃棄物減量等推進審議会等への対応を含むものとする。

5. 業務管理

- (1) 受託者は、本計画の目的などを十分に理解し、調査及び計画策定全体の進め方、調査項目毎の調査方法、調査体制、調査及び計画改定スケジュールについて記載した業務計画書を作成し、与那原町の承諾を得なければならない。
- (2) 受託者は、業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験を有する技術者を配置しなければならない。十分な経験とは、過去10年間に於いて沖縄県内の市町村から一般廃棄物処理基本計画の策定、または類似業務の実績を有していることとする。
- (3) 主任技術者は、業務の全般について技術的な管理を行うものとし、その資格は技術士（衛生工学部門または環境部門）またはRCCM（廃棄物部門、建設環境部門）であることを基本とする。
- (4) 業務実施にあたっては、与那原町の担当職員と連絡を密にして業務に当たる必要があることから、主任技術者及び担当技術者が沖縄県内に常駐していることとする。

6. 法令等の遵守

本業務の実施に当たっては、下記の法令・規則等を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）
- (2) 環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）
- (3) 循環型社会形成推進基本法（平成12年6月2日法律第110号）

- (4) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号）
- (5) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 100 号）
- (6) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年 4 月 26 日法律第 48 号）
- (7) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年 6 月 16 日法律第 112 号）
- (8) 特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年 6 月 5 日法律第 97 号）
- (9) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年 6 月 7 日法律第 112 号）
- (10) その他関係法令、規則、指針等

7. 秘密の保持

本業務の実施にあたり、知り得た与那原町の秘密に関する事項及び町民の個人情報に関する事項について、契約期間中のみならず、契約終了後においても第三者に漏らしてはならない。

8. 補償費用等

本業務に伴い、土地への立入調査、その他により物件に損害又は補償が生じた場合の費用負担は受託者の負担とする。

9. 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、与那原町の契約約款に定める書類を提出するものとする。

- (1) 着手届
- (2) 主任技術者届及びその経歴書
- (3) 工程表
- (4) 完了届
- (5) 納品書
- (6) その他必要な書類

10. 「打合せ会議」及び「職員作業部会」への対応

本業務を適正かつ円滑に履行するため、打合わせは 3 回／年以上（審議会は除く）行うものとし、主要な段階の打合わせ（審議会開催前等）には主任技術者が出席するものとする。

11. 「一般廃棄物減量推進審議会」への対応

町が設置する与那原町廃棄物減量等推進審議会（以下、「審議会」という。）に参加する。また、審議会における会議資料の作成、事前打ち合わせや議事録の取りまとめを行うものとする。なお、審議会は 3 回／年行うものとする。

12. その他説明用資料作成

その他、一般廃棄物処理基本計画検討に必要となる一般廃棄物に関する各種資料を作成する。なお、必要に応じて関係課等との協議への出席し、基本計画の内容等について説明を行うものとする。

13. 資料の貸与

与那原町は、業務に必要な資料を所定の手続きによって貸与するものとする。また、受託者は、業務完了後、速やかに与那原町に返却するものとする。

1 4. 疑義

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は、本仕様書に定めなき場合は、速やかに与那原町・受託者で協議し、受託者は与那原町の意図を十分に理解し業務を遂行するものとする。

1 5. 報告書作成

以上の作業に基づいて、これらの結果をまとめ、「第2次与那原町一般廃棄物処理基本計画」を作成する。なお、報告書はカラー印刷するものとし、視覚的に理解しやすい内容とする。

1 6. 審査及び検査

- (1) 受託者は、成果品提出時に与那原町の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示されたときは速やかにこれを処理しなければならない。
- (3) 業務の完成は、与那原町が成果品を審査確認し、合格したときとする。
- (4) 成果品については、与那原町の検査を受けて引き渡しするものとする。

1 7. 成果品

- | | |
|---------------------------------|------|
| (1) 与那原町一般廃棄物処理基本計画 (A4版) | 100部 |
| (2) 上記概要版 (A4版) | 200部 |
| (3) 業務報告書..... | 1部 |
| (4) 上記の電子データ..... | 1式 |

第2章 業務内容

1. 計画策定の主旨、位置づけ等

廃棄物関連法令、国、沖縄県の動向等について情報収集し、見直しを行う。

2. ごみ処理基本計画

ごみ処理基本計画は、「ごみ処理基本計画策定指針（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）（平成28年9月）等を踏まえ、以下の事項について情報を収集・整理し、策定を行う。

(1) 本町の現状と課題

- ①ごみ処理の状況
- ②数値目標と実績
- ③ごみ処理における施策・評価・課題

(2) 基本方針

- ①目指す将来像
- ②基本方針
- ③人口・事業所数及びごみ量の将来推計
- ④目標の設定

(3) 施策の展開

- ①計画の体系
- ②発生・排出抑制
- ③収集・運搬
- ④中間処理
- ⑤最終処分
- ⑥その他計画
- ⑦計画の推進
- ⑧計画の実効性を高める仕組み

3. 生活排水処理基本計画

生活排水処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」（厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長 平成2年10月8日）等を踏まえ、以下の事項について情報を収集・整理し、策定を行う。

(1) 生活排水処理の現状と課題

- ①生活排水処理体制
- ②生活排水処理の状況
- ③生活排水処理予測値の評価
- ④生活排水についての課題

(2) 基本方針

- ①計画の基本方針
- ②生活排水の処理計画
- ③し尿・浄化槽汚泥の処理計画

(3) 今後の取組（普及・啓発活動等）

4. 災害廃棄物処理基本計画

災害廃棄物処理基本計画は、「災害廃棄物対策指針」（環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室 平成 30 年 3 月）等を踏まえ、以下の事項について情報を収集・整理し、策定を行う。

(1) 総則

- ① 計画策定の主旨
- ② 基本方針
- ③ 組織体制

(2) 災害廃棄物処理対策

- ① 全体的事項
- ② 災害廃棄物の処理について
- ③ し尿処理
- ④ 仮設トイレ
- ⑤ 収集・運搬
- ⑥ 仮置場の設置
- ⑦ 焼却処理
- ⑧ 最終処分
- ⑨ 適正処理困難物の処理
- ⑩ 取扱いに配慮が必要となる廃棄物の処理
- ⑪ 災害廃棄物推計
- ⑫ 風水害